

遺言の役割と注意点

わざわざ遺言を残すのは、財産がたくさんある人の話だと思っている人が多いかもしれませんが、しかし、遺産を巡るトラブルは、財産の多い少ないに関わらず起きることがあるのです。遺言により、遺された人がスムーズに相続の手続きを進めやすくなります。

遺言の3つのスタイル

自分の財産の全容をまとめ、遺していく家族にどんなふうに分けてほしいかを伝えるのが、遺言の役割です。

財産を誰にどのくらい遺すのかは、基本的には遺言で自由に決められるのですが、注意点もあります。法定相続人には遺留分といって、一定割合を受け取る権利があります。ですから、遺言がこれを配慮しない内容になっていると、相続人の一部が遺留分を請求してくる可能性が出てきます。たとえば、子どもが2人いるのに、長男にだけ相続させるといった内容の遺言の場合は、次男が遺留分を自分の権利として請求

するケースもあるということです。

また、遺言は、書けばどんなものでも有効なわけではなく、法律的な効果が認められるためには、満たさなければならぬ一定の方式があります。

下図にもあるように、遺言には、主に、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3つのスタイルがあります。3つのうちで、一番お手軽なのが、自筆証書遺言です。費用が抑えられ、立会人も不要なので、思い立ったときにいつでも作れます。半面、所定の方式に合わせて作成しないと、法的に無効になる場合もあるため、注意が必要です。自筆というだけあって、全文の手書きが必須ですが、財産目録は、パソコン等での作成が可能です。

■ 遺言の3つの種類

	自筆証書遺言		公正証書遺言	秘密証書遺言
	自身で保管	保管制度利用		
費用	なし	3,900円	数万円程度 (遺産の額により変わる)	11,000円
作成方法	本人が自筆し押印、財産目録はパソコン等による作成も可*		本人が口述、公証人が筆記	本人が作成し封印、公証役場で証明。代筆、パソコン可
証人	不要		2人以上	2人以上
保管	本人	法務局	公証役場	本人
家庭裁判所の検認	必要	不要	不要	必要
紛失・改ざんの危険	あり	なし	なし	あり

*各ページに署名押印が必要

公正証書遺言は、公正証場に出向き、証人2人以上の立ち会いのもと作成します。遺言の内容を口頭で公正人に伝え、筆記してもらいます。自筆証書遺言に比べ手間もお金もかかりますが、原本が公正証場に保管されるので、遺言の紛失や盗難の心配は不要です。

同じ公正証役場でも、内容を知られたくない場合は、公正人がチェックしない秘密証書遺言での利用もできます。

エンディングノートの すすめ

財産に関することに限らず、遺していく家族に伝えたい想いがあるなら、エンディングノートが便利です。これは、自分らしい人生のエンディングに向けて、どんな最期を迎えたいのか、自分が亡くなった後、家族にどうしてほしいのかなど、自分の希望や考え方を家族に対する気持ちをつづるものです。特に形式が決まっているわけではないので、自由に書き記すことができます。

法的な効力はありませんが、葬儀のスタイルや呼びたい人のリスト、お墓

や死後の供養に関するリクエストなど、亡くなったときのことばかりではなく、その時が来たら延命治療を望むのか、認知症などで判断や意思の疎通ができなくなったときに、介護に対してどう考えているのかなどを書いておくこともできます。

エンディングノートに想いを書きつづれば、人生のフィナーレに対しての

「おひとりさま」になったら

近年、65歳以上の一人暮らしが増えています。夫婦も、エンディングばかりは一緒に、とはいきません。パートナーが先に旅立って、一人になったら、考えておいたほうがよいことがあります。たとえば、一人暮らしでは自宅が倒れても誰にも気付いてもらえない心配があります。高齢者の見守りサービスなどのホームセキュリティを導入したり、子世帯との同居を検討したり、元気なうちにケアホームへの住み替えをしりするののも一つの方法です。

亡くなった後に整理が必要なのは、財産だけではなくありません。親が亡くなった後、誰も住まなくなった家の荷物の処分が大変、というのはいくぶんよく聞かれます。家財についても元気なうちに徐々に整理しておくのが、家族への思いやりかもしれません。

自分の考えがきつと整理されることでしよう。また、遺された家族からしても、旅立つ人の想いや希望を知って、かなえてあげられる大切な手掛かりになるはずです。

記入時には、自分の希望が費用面などで家族の負担にならないよう配慮しましょう。

ペットを飼っている人なら、ペットの預け先も考えておいたほうがよいでしょう。今、高齢世帯で飼えなくなったペットが社会的な問題になっています。ケアホームへの住み替えや長期の入院などで飼えなくなってしまうときに備えて、あらかじめ知り合いに世話を頼んでおいたり、老犬ホームなどを手配しておくとういでしょう。

いつ、その時が来るかは、誰にもわかりません。あるいは、パートナーが遺されるかもしれません。そこで、本文で紹介したエンディングノートの出番です。「もしも」が、いつ起きても慌てないよう、すでに準備できていることや、やってほしいことを書き記しておく、遺族の戸惑いも少ないのではないのでしょうか。